

### 職員の懲戒処分について

国立病院機構大牟田病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	<p>令和5年度以前に生じた入院患者に対する虐待疑い行為について、捜査機関による捜査、各自治体による事実確認、病院による事実確認の結果、次の行為者に対して虐待が認められたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 入院患者に対する身体的及び心理的虐待が認められ、暴行罪による罰金刑が下されたもの。</li><li>② 入院患者に対する性的及び心理的虐待が認められたもの。</li></ul>
処分年月日	<ul style="list-style-type: none"><li>① 令和7年3月31日</li><li>② 令和7年4月1日</li></ul>
処分量定等	<p>(行為者・量定)</p> <p>国立病院機構大牟田病院</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 看護師（60代、男性）・停職15日間</li><li>② 療養介助員（50代、男性）・戒告</li></ul>